

商事法和英辞典編纂資料（抜粋） その8

著者	木宮 直仁 , 平川 博
雑誌名	東京海洋大学研究報告
巻	11
ページ	48-69
発行年	2015-02-28
URL	http://id.nii.ac.jp/1342/00000508/

商事法和英辞典編纂資料（抜粋）—その8—

木宮 直仁*¹・平川 博*²

(Accepted October 20, 2014)

Selected Data on English Equivalents for Business and Legal Terms (8)

Naohito KIMIYA *¹ and Hiroshi HIRAKAWA *²

Abstract: While quite a number of English-Japanese dictionaries of business and legal terms have been published in Japan, there seem to be very few Japanese-English dictionaries on the market which give clear explanations of the subtle differences in meaning between the various English equivalents of terms in such specialized fields. Due to a lack of clear guidance, Japanese users frequently hesitate over which term to select when writing business letters or drafting legal documents. We have been engaged, since 2004, in compiling a user-friendly Japanese-English dictionary that not only lists distinctively-defined equivalents for business and legal terms, but also includes clearly written notes and comments on them. The following are some of the terms we have collected over the last eight years. The dictionary is not intended to be a perfect commentary on business and legal terminology, but we hope that it will be of some use in the preparation of business letters and legal documents.

Key words: business terms, legal terms, commentary, subtle differences in meaning

な

名宛人

- ① addressee : 郵便や信用状の名宛人をいう
- ② drawee : 手形の名宛人をいう
- ③ beneficiary : 商業信用状の名宛人をいう

内縁

- ① common-law marriage : 英米法圏で、法的な手続（特に挙式）をしていない婚姻をいう
- ② de facto marriage : 英米法圏の内外を問わず、事実婚という意味合いで用いられる

内縁の妻

- ① common-law wife : 英米で法的な婚姻手続（特に挙式）をしていない妻をいう
- ② de facto wife : 英米法圏の内外を問わず、事実上の妻という意味で用いられる

内海

- ① Inland Sea : 瀬戸内海の固有名詞（英語訳）として用いられる
- ② Mediterranean Sea : 地中海の固有名詞として用いられる
- ③ interior sea : 特にフィリピンのヴィサヤン海（Visayan

Sea）をさす場合に用いられる

内規

- ① internal law : 逐語的対訳語として用いられる
- ② by-law : 和英同義の法律用語として用いられる

内国会社

- ① domestic corporation : 米国で和英同義の法律用語として用いられる
- ② domestic company : 英国で和英同義の法律用語として用いられる

内示

- ① unofficial announcement : 公示（official announcement）との対語で、非公式に示すことをいう
- ② private announcement : 公示（public announcement）との対語で、内々に示すことをいう

内水

- ① internal waters : 「海洋法に関する国際連合条約」で用いられている用語で、領海の基線より陸地側の全ての水域をいう
- ② inland waters : 国家の領域内にある水域（河川・湖沼・運河および湾・内海・港など）をいう

*1 Professor emeritus of Tokyo University of Marine Science and Technology; 2-4-2-914, Kamiochiai, Chuo-ku, Saitama (東京海洋大学名誉教授)

*2 Administrative Scrivener & Certified Social Insurance and Labor Consultant, Head of Industrial Legal Affairs Consultation Office; 2-12-705, Kaname-cho, Chuo-ku, Chiba (社労士・行政書士 産業法務相談室)

- ③ **landside water** : 外水 (river water) との対語で、河川・水資源用語として用いられる

【註】内水とは、国際法上は国境の内側の水域をいうのに対して、河川法上は堤防の陸地側の水（降水や雪解け水）をいう点で異なる。

内水面漁業

- ① **inland waters fishery** : 塩湖を含めて、内水面における漁業をいう
 ② **freshwater fishery** : 淡水漁業という意味合いで用いられる

内戦

- ① **civil war** : 同一国家内での市民間の戦闘をいう
 ② **internal war** : 逐語的対訳語として用いられる
 ③ **domestic warfare** : 国内での戦闘状態をいう

内定

- ① **unofficial decision** : 正式な決定 (official decision) との対語として用いられる
 ② **informal decision** : 正規の決定 (formal decision) との対語として用いられる
 ③ **private decision** : 内々の決定という意味合いで用いられる
 ④ **tentative decision** : 暫定的な決定という意味合いで用いられる

内覧

- ① **preview** : 公開前に行われる内覧をいう
 ② **preliminary inspection** : 事前の調査（下調べ）という意味合いで用いられる
 ③ **preliminary view** : 事前の見学（下見）という意味合いで用いられる
 ④ **private view** : 内々で見ること（内見）をいう

流す

- ① **pour** : 液体を流す場合に用いられる
 ② **drain** : 汚水を流す場合に用いられる
 ③ **empty** : 排水を流して空にする場合に用いられる
 ④ **shed** : 血や涙を流す場合に用いられる
 ⑤ **float** : 材木や筏など物体を海や川に浮かべて流す場合に用いられる

仲立営業

- ① **brokerage** : 法律用語として仲立料という意味でも用いられる
 ② **business of a broker** : 逐語的対訳語として用いられる

仲立料

- ① **brokerage** : 法律用語として仲立営業という意味でも用いられる

- ② **brokerage fee** : 逐語的対訳語として用いられる

長屋

- ① **raw houses** [(英) terraced houses (米) terrace house] : 壁がつながっている場合だけでなく、同一又は類似の戸建が連なっている場合にも用いられる点で、概念としては長屋よりも広い
 ② **semi-detached house** : 英国で伝統的な二軒長屋をいう
 ③ **tenement house** : 特に貧民街の安アパートをさす場合に用いられる

殴る

- ① **punch** : 拳固で殴る場合に用いられる
 ② **knock** : 拳や固い物で殴る場合に用いられる
 ③ **strike** : 人の顔や頭を殴る場合に用いられる（用例）
 strike him on the head 彼の頭を殴る
 【註】身体の一部（顔や頭）に定冠詞ではなく、所有格を用いる場合（例えば“he struck his head”）は、他人ではなく、自分の頭を打ったという意味になることに留意すべきである
 ④ **pound** : 打つ・叩く等を含めて、回数が多く程度がひどい場合に用いられる

投売り

- ① **sacrifice sale** : 原価割れで販売することをいう
 ② **distress sale** : 急場しのぎの安売りをいい、原価割れか否かを問わない
 ③ **distressed sale** : 急場しのぎの大安売りをいい、原価割れの場合に用いられることが多い
 ④ **dumping** : 国内では原価割れの場合に用いられ、海外では母国の市場価格より安値の場合に用いられる
 ⑤ **sale at a loss** : 出血サービスという意味合いで用いられる

投荷

- ① **jettison** : 緊急時に船・飛行機を軽くするために積荷を投げ捨てる行為をいう
 ② **jetsam** : 緊急時に船・飛行機を軽くしたりするために投げ捨てた積荷をいう

投げる

- ① **throw** : 対訳語として一般的に用いられる
 ② **cast** : 力加減をして投げる場合に用いられる
 ③ **hurl** : 思い切り投げる場合に用いられる
 ④ **pitch** : 狙いすまして投げる場合に用いられる

捺印する

- ① **enseal** : 和英同義の法律用語として用いられる（用例）
 This deed I enseal この証書に私は捺印する
 ② **affix one's seal** : 法律用語に限らず、一般的に用いられる

波

- ① wave : 水だけでなく、光や音など、振動が伝わる現象をいう
- ② surf : 海岸に打ち寄せてくる波（寄せ波）をいう
- ③ surge : 水だけでなく、人波など、うねりという意味合いで用いられる（用例） surge crowd 人波

並木

- ① line of trees : 縦並びに見える並木をいう
- ② row of trees : 横並びに見える並木をいう
- ③ roadside trees : 街路樹の並木をいう

に**荷揚げ**

- ① unloading: 荷積み (loading) との対語で、和英同義の海洋・法律用語として用いられる
- ② discharge : 荷物だけでなく、心理的な重荷も含めて、荷 (burden) を軽くすることをいう
- ③ landing : 語源的には、船積み (shipping) との対語で、陸揚げという意味合いで用いられる

二院制

- ① bicameral system: 一院制 (unicameral system) との対語で、和英同義の政治学用語として用いられる
- ② two-chamber system : 一院制 (one-chamber system) との対語で、逐語的対訳語として用いられる

荷受人

- ① consignee : 荷送人 (consignor) との対語で、物品運送契約の受取人をいう
- ② receiver : 荷送人 (shipper) との対語で、受取人という意味合いで用いられる

荷役労働者

- ① longshoreman : 和英同義の海洋・法律用語として用いられる
- ② stevedore : 和製英語のステベは沖仲仕（現代では差別用語として禁忌）と同義で用いられるが、米国やカナダではビジネス用語として用いられる

荷送人

- ① consignor : 荷受人 (consignee) との対語で、委託契約の委託者をいう
- ② shipper : 荷受人 (receiver) との対語で、運送状に記載されている貨物の仕出人をいう

肉体労働者

- ① manual laborer : 肉体労働のために働かされている者（被用者）をいう

- ② manual worker : 肉体労働のために働く者をいい、被用者だけでなく、自営業者も含まれる

二重課税

- ① double taxation : 国際条約で用いられるほか、対訳語として一般的に用いられる
- ② duplicate taxation : 米国で法律家が好んで用いる傾向がある

二重起訴

- ① double prosecution : 刑事訴訟の場合に和英同義の法律用語として用いられる
- ② double institution of a civil lawsuit : 民事訴訟の場合に逐語的対訳語として用いられる

二重国籍

- ① dual nationality : 国際的に和英同義の法律用語として用いられる
- ② dual citizenship : 米国で和英同義語として用いられる

二世帯住宅

- ① duplex house : 対訳語として一般的に用いられる
- ② duplex : 主として米国で不動産に関する法律用語として用いられる

にせ物

- ① spurious article : 逐語的対訳語として用いられる（用例） foist a spurious article on foreigners にせ物を外国人に売りつける
- ② counterfeit : 詐欺罪が成立する場合に法律用語として用いられる
- ③ fake : 騙す目的で作られる偽物をいう
- ④ imitation : 模造品という意味合いで用いられる
- ⑤ goldbrick : 詐欺師が偽金塊として用いる金色のれんがという原意から転じて、まがい品という意味合いで用いられる

日記帳

- ① daybook : 日々の取引を記録する会計帳簿をいい、和英同義のビジネス用語として用いられる
- ② diary : 個人的な出来事や体験や反省等を記録する帳面をいう
- ③ journal : 会計帳簿 (daybook) と個人的な帳面 (journal) のいずれの場合にも用いられる

荷積み

- ① loading: 荷揚げ (unloading) との対語で、和英同義の海洋・法律用語として用いられる
- ② shipping : 語源的には、陸揚げ (landing) との対語で、船積みという意味合いで用いられる

入国

- ① entry : 出国 (departure) との対語で、すべての国籍の場合に用いられる
- ② immigration: 出国 (emigration) との対語で、外国籍 (特に移民) の場合に用いられる

入札

- ① bid : 和英同義の法律用語として用いられる
- ② tender : 本来は申込であるが、入札 (bid) の同義語として用いられることが多い

入札価格

- ① bid price : 和英同義の法律用語として用いられる
- ② bidding price: 言い値 (asking price) との対語で、付け値 (買手がつける価格) という意味合いで用いられる

乳児

- ① infant : 日常的には1歳未満の乳児をさす場合に用いられるが、法律用語としては未成年 (18歳未満) をいう
- ② suckling baby : 乳飲み子という意味合いで用いられる

荷渡不足

- ① short delivery : 和英同義の海上運送・法律用語として用いられる
- ② nondelivery: 荷渡不履行をいい、一部不履行だけでなく、全部不履行の場合も含まれる

荷渡不能

- ① failure to deliver goods : 逐語的対訳語として用いられる
- ② nondelivery : 全部不履行だけでなく、一部不履行の場合も含まれる

認可

- ① accreditation : 組織 (特に学校や大学) の認可の場合に用いられる
- ② approval : 承認という意味合いで用いられる
- ③ authorization : 公認という意味合いで用いられる
- ④ permission : 禁止 (prohibition) との対語で、許可という意味合いで用いられる

任期

- ① term of office : 対訳語として一般的に用いられる
- ② tenure : 定年までの (特に大学教授など教職員の身分保障としての) 任期をいう

認識

- ① recognition : 正しい判断を下すのに必要な知識を持っている場合に用いられる (用例) lack of recognition 認識不足 ; voice recognition 音声認識
- ② perception : 知覚という意味合いで用いられる (用例)

perception gap 認識のズレ

- ③ appreciation : 事物を正しく理解している場合に用いられる
- ④ realization : 物事に気付くことをいう
- ⑤ awareness : 物事に気付いている状態をいう

認証

- ① attestation : 遺言書や捺印証書 (deed の訳語) 等の認証の場合に用いられる
- ② authentication : 公式文書の認証の場合に用いられる
- ③ certification : 一定の資格等の認証の場合に用いられる

妊娠

- ① pregnancy : 母親が妊娠している状態をいう
- ② gestation : 卵が受精後、母体内で発育中である状態をいう
- ③ conception : 妊娠の初期 (受胎) をいう

認知

- ① acknowledgment : 非嫡出子を父が実子として認める任意認知の場合に用いられる
- ② filiation : 非嫡出子の父を裁判により決定する強制認知の場合に用いられる

認定

- ① finding : 主に事実認定の場合に用いられる
- ② qualification : 資格の認定の場合に用いられる
- ③ accreditation : 資格や学力 (特に受講単位) の認定の場合に用いられる

任務

- ① duty : 地位や職務上の通常の任務の場合に用いられる
- ② mission : 特別な使命を帯びた任務の場合に用いられる
- ③ task : 個人やチームに課せられた任務の場合に用いられる
- ④ assignment : 個人やチームに割り当てられた任務の場合に用いられる

任命

- ① appointment : 対訳語として一般的に用いられる
- ② nomination : 指名や推薦による任命の場合に用いられる
- ③ assignment : 特定の目的または義務の履行のための任命の場合に用いられる

認容する

- ① uphold : 判決で原告の請求を認容する場合に用いられる
- ② accept : 提示された条件を認容する場合に用いられる
- ③ acknowledge : 事実や存在を認容する場合に用いられる

ぬ

抜き荷

- ① pilferage : 行為としての抜き荷をいい、保険法上の用語として用いられる
- ② pilfered goods : 抜き取られた荷物をいう

抜け道

- ① loophole : 原意は城壁の銃眼であるが、比喩的に法律の抜け道という意味で用いられる
- ② byroad : 裏道という意味合いで用いられる
- ③ byway : 本道 (highway) との対語で、脇道という意味合いで用いられる

盗む

- ① steal : 和英同義の法律用語として用いられる
- ② rustle : 家畜 (特に牛) を盗む場合に用いられる

沼

- ① marsh : 水量が一年を通じてほぼ一定の場合もあれば、季節 (雨季と乾季) によって水量が増減することもある低湿地をいう
- ② bog : 降水が溜まってできた沼をいう
- ③ fen : 水はけが悪いために、水が溜まっている低地をいう
- ④ swamp : 森林に囲まれ、或いは草木 (灌木や葦など) が生えている沼をいう

ね

値上げ

- ① price rise : 逐語的対訳語として用いられる
- ② price hike : 元々は米国の造語であるが、英国でも時事用語として用いられる

値下げ

- ① price reduction : 商品の売り値を下げる行為をいう
- ② price cut : 特売による値下げの場合に用いられる
- ③ price drop : 法律用語としては、今月の不動産の価額を前月よりも下げる場合に用いられる

ねずみ講

- ① pyramid scheme : 和英同義の法律用語として用いられる
- ② Ponzi scheme : ポンジという悪名高い人物の名に由来し、ねずみ講の代名詞として用いられる

捏造

- ① fabrication : 作り話や、でっち上げという意味合いで用いられる
- ② forgery : 日常的には作り話や、でっち上げという意味

合いで用いられるが、法律用語としては文書偽造罪をいう

根担保

- ① maximal collateral : 本来は根質・根抵当・根保証等の総称である根担保の対訳語であるが、根抵当の訳語として用いられることが多い
- ② revolving collateral : 対訳語として一般的に用いられるが、担保物が変動する点で、被担保債権が流動する根担保とは異質のものである

根抵当

- ① maximal hypothec : 我が国の民法の訳語として用いられる
- ② revolving mortgage : 対訳語として用いられることが多いが、担保物が変動する点で、被担保債権が流動する根抵当とは異質のものである
- ③ maximal collateral ⇒ 根担保①

値引き

- ① discount : 出精値引きや額面 (face value) の割引の場合に用いられる
- ② price reduction : 逐語的対訳語として用いられる

根保証

- ① maximum amount personal guarantee : 英文契約書で対訳語として用いられる
- ② revolving guarantee : 対訳語として用いられることが多いが、担保物が変動する点で、被担保債権が流動する根保証とは異質のものである

年金

- ① annuity : 元来は遺言等により設定された年金をいうが、近年は主として生命保険会社などとの契約により、一定期間 (あるいは生存中) に限り、一定の時期に定額が支払われる年金をいう
- ② pension : 元来は公的勤務の功労や傷病に対して国庫から支給される定期金をいうが、近年は労使共同拠出の私企業年金にも用いられる

年金受給者

- ① annuitant : 年金 (annuity) の受給者または受給権者をいう
- ② pensioner : 年金 (pension) の受給者をいう
- ③ recipient of annuity [pension] : 逐語的対訳語として用いられる

年次報告書

- ① annual report : 対訳語として一般的に用いられる
- ② annual return : 英国で株式会社が作成して年次株主総会

の後に登記所に届け出ることが義務づけられている書類をいう

念書

- ① written pledge : 誓約書という意味合いで用いられる
- ② comfort letter = letter of comfort : 相手方に信用状に準じて差し入れる文書をいう

年少労働

- ① juvenile labor : 逐語的対訳語として用いられる
- ② child law : 米国で法律用語として用いられる

の

農家

- ① farmer : 人としての農家（農業経営者または農業従事者）をいう
- ② farmhouse : 建物としての農家（農業経営者または農業従事者の住居）をいう

農業

- ① agriculture : 社会的な業種としての農業をいう
- ② farming : 個人的な職業としての農業をいう
- ③ agricultural industry : 逐語的対訳語として用いられる

農作物

- ① crop : 「農」よりも「作物」に重きを置く場合に用いられる
- ② agricultural product : 工業製品（industrial product）との対語で、「農」に重きを置く場合に用いられる
- ③ farm produce : 工業製品（industrial product）との対語で、農産物という意味合いで用いられる

納税義務

- ① obligation to pay taxes : 逐語的対訳語として一般的に用いられる
- ② tax obligation : 英米で和英同義語として用いられる
- ③ taxation obligation : オーストラリアで公用語として用いられる

農地

- ① agricultural land : 農業用という用途に重きを置く場合に用いられる
- ② farmland : 農業よりも土地に重きを置く場合に用いられる

能率的な

- ① efficient : 機械や方法等が能率的・効率的であることを示す場合に用いられる
- ② businesslike : 経営が組織的であることや、仕事テキ

パキしていることを示す場合に用いられる

能力

- ① ability : 制定法上は経済的能力（通常は損害賠償負担能力までは含まない）という意味合いで用いられることが多い
- ② capacity : 法律用語としては、意思能力や行為能力、責任能力をいう
- ③ competence : 法律用語としては、実体法上の能力（意思能力や行為能力、責任能力）という意味合いで用いられる
- ④ competency : 法律用語としては、証拠法上の能力（証拠能力）という意味合いで用いられる

述べる

- ① state : 対訳語として一般的に用いられる
- ② plead : 訴訟手続で当事者として述べる（主張する）場合に用いられる
- ③ set out : 事実や状況を述べる場合に用いられる

乗物

- ① vehicle : 馬車・そり・トラックなど陸上の乗物をいう
- ② vessel : 海上の乗物をいう

暖簾

- ① goodwill : 老舗という意味合いで、和英同義の法律用語として用いられる
- ② shop curtain : 店先にかける布をいう

は

派

- ① group : 対訳語として一般的に用いられる
- ② party : 党派をいう
- ③ school : 思想や作風などを共通にする人々の集団をいう

廃案

- ① discarded bill : 廃止になった法案をいう
- ② scrapped plan : 廃止になった計画案をいう
- ③ rejected proposal : 拒絶された提案をいう

廃棄

- ① abandonment : 物の廃棄の場合に用いられる
- ② abrogation : 条約の廃棄の場合に用いられる

配偶者

- ① spouse : 和英同義の法律用語として用いられる（用例）
配偶者控除 spouse deduction
- ② better half : 伴侶という意味合いで、特に夫が自分の妻をさす場合に用いられる

③ mate : 米国で連れ合いという意味合いで用いられる

廃止

- ① abolition : 制度・法律・習慣等の廃止の場合に用いられる
- ② abrogation : 法令の廃止の場合に用いられる
- ③ repeal : 後法により前法を廃止することをいう
- ④ desuetude : 廃れている状態（事実上の廃止）をいう

廃止する

- ① abolish : 制度・法律・習慣等を廃止する場合に用いられる
- ② abrogate : 法令を廃止する場合に用いられる
- ③ repeal : 後法により前法を廃止する場合に用いられる
- ④ supersede : 新しい法令により古い法令を廃止する場合に用いられる

買収

- ① bribery : 賄賂による買収の場合に用いられる
- ② acquisition : 企業買収の場合に用いられる（用例）企業買収 corporate acquisition

排除

- ① abatement : 自力で妨害物を除去することをいい、法律用語として用いられる
- ② exclusion : 違法収集証拠等の排除の場合に、法律用語として用いられる（用例）exclusion of illegally or improperly obtained evidence
- ③ removal : 物を取り除くことをいう

賠償

- ① compensation : 対訳語として一般的に用いられるが、無過失の場合にも支払われる点で補償という意味合いで用いられる
- ② indemnity : 弁償や填補という意味合いで用いられる
- ③ reparation : 敗戦国が戦争で被害を受けた国に対して支払う賠償をいう

陪席裁判官

- ① side judge : 逐語的対訳語として用いられる
- ② associate judge : 合議体の裁判長（presiding judge）との対語で、法律用語として用いられる
- ③ associate justice : 上訴裁判所（米国では連邦最高裁判所）において首席裁判官以外の裁判官に対して用いられる称号

配置転換

- ① personnel reshuffling : 人事異動という意味合いで用いられる
- ② relocation : 転勤の場合に用いられる

③ job rotation : 社員教育の一環として行われる場合に用いられる

配当

- ① dividend : 株式の配当の場合に用いられる
- ② disbursement : 保険の配当の場合に用いられる
- ③ distribution : 破産手続の配当の場合に用いられる

背任

- ① breach of trust : 逐語的対訳語として用いられる
- ② misappropriation : 他人の金品を私消または流用する違法な行為をいう
- ③ defalcation : 信任関係（特に公務や委任）に基づき託された金銭を不正に使う行為をいう

売買

- ① purchase and sale : 和英同義のビジネス用語として用いられる（用例）purchase and sale agreement 売買契約
- ② dealing : 特に証券の売買の場合に用いられる（用例）dealing in bonds and securities 証券売買
- ③ trade : 取引という意味合いで用いられる（用例）domain trade ドメイン売買

売買契約

- ① purchase and sale agreement : 逐語的対訳語として用いられる
- ② sales contract : 英米法に固有の概念である約因（consideration）が記載される場合に用いられる
- ③ sales agreement : 英米法に固有の概念である約因（consideration）の記載の有無を問わずに用いられる
- ④ bargain : 売買だけでなく、ローンや交換を含めて、財産の移転に関する双務契約の場合に用いられる

配分

- ① allotment : 任意の割合で配分される場合に用いられる
- ② apportionment : 一定の比率で按分される場合に用いられる
- ③ admeasurement : 量や価値その他の一定の基準に従って配分される場合に用いられる

破壊

- ① destruction : 原因や規模を問わず、対訳語として一般的に用いられる
- ② demolition : 特にビル等の取り壊しという意味合いで用いられる
- ③ devastation : 災害（天災や戦災等）による破壊の場合に用いられる

端株

- ① fractional shares : 逐語的対訳語として用いられる

- ② odd lot：取引単位株（full lot）との対語で、和英同義の証券用語として用いられる

破棄

- ① abrogation：条約の破棄の場合に用いられる
 ② cancellation：契約の破棄の場合に用いられる
 ③ reversal：上級裁判所による下級審判決の破棄をいう
 ④ destruction：書類を破り捨てる行為をいう

白紙委任状

- ① blank power of attorney：逐語的対訳語として用いられる
 ② carte blanche：フランス語に由来し、公用語として用いられる

剥奪

- ① deprivation：特権や役職等の剥奪の場合に用いられる
 ② divestiture：財産や権利等の剥奪の場合に用いられる
 ③ forfeiture：権利や地位（公職）等の剥奪の場合に用いられる

爆発物

- ① explosive material：原因の如何（化学反応や物理現象）を問わず、爆発を起こす物をいう（用例）manufacture of explosive materilas 爆発物（複数）の製造
 ② explosives：爆発物を総称する場合に、法律用語として用いられる
 ③ explosive substance：化学反応により爆発を起こす物質をいい、概念としては爆発物（explosive material）の中に含まれる

白票

- ① blank ballot：白紙の投票用紙をいう
 ② blank vote：白紙の投票をいう
 ③ white ballot：投票用紙に候補者の記名の無い場合だけでなく、投票用紙が文字通り白色の場合にも用いられる

暴露

- ① exposure：明るみに出す場合と風雨や有害物質にさらす場合のいずれにも用いられる
 ② disclosure：秘密の暴露の場合に用いられる
 ③ revelation：摘発という意味合いで用いられる

暴露する

- ① expose：明るみに出す場合と風雨や有害物質にさらす場合のいずれにも用いられる
 ② abarnare：犯罪を暴露する場合に法律用語として用いられる
 ③ disclose：秘密を暴露する場合に用いられる
 ④ reveal：悪事を摘発する場合に用いられる

派遣労働者

- ① borrowed employee：派遣先企業の目線で用いられる
 ② dispatched employee：派遣元企業の目線で用いられる

破産

- ① bankruptcy：手続としての破産をいい、和英同義の法律用語として用いられる
 ② insolvency：米国で事実上の破産（支払不能）をいう
 ③ bankerout：英国で事実上の破産（支払不能）をいう

破産手続

- ① bankruptcy procedure：社会的制度としての破産手続をいう
 ② bankruptcy proceedings：裁判所で実際に行われる破産手続をいう

破産法

- ① bankruptcy law：逐語的対訳語として用いられる
 ② bankruptcy act：米国で制定法としての破産法をいう
 ③ Insolvency Act：英国で制定法としての破産法をいう

破談

- ① rupture：決裂という意味合いで用いられる
 ② cancellation：取消という意味合いで用いられる
 ③ breaking off：特に婚約（wedding engagement）の破談の場合に用いられる

発給

- ① issue：事実としての発給をいう
 ② issuance：行為としての発給（act of issue）をいう

発言

- ① speech：演説や言論という意味合いで用いられる
 ② utterance：発声という意味合いで用いられる
 ③ remark：意見や批評という意味合いで用いられる
 ④ statement：口頭だけでなく、文書で述べる場合にも用いられる

発行

- ① publication：新聞や雑誌など刊行物の発行の場合に用いられる
 ② issue：特に手形など流通証券の発行の場合に用いられる
 ③ placement：新株などの発行の場合に用いられる

発行する

- ① issue：通貨・公債・小切手などの流通証券や、書籍・新聞などの刊行物を発行する場合に用いられる
 ② utter：流通証券（特に偽造貨幣・偽造小切手など）を発行する場合に用いられる

発行済株式

- ① issued shares : 文字通り発行済みの株式をいう
- ② outstanding shares : 発行済みの株式の内、流通して社外にある株式をいう

発生

- ① occurrence : 事故や事件の発生の場合に用いられる
- ② outbreak : 感染症の集団発生や火災等の災害の発生の場合に用いられる (用例) smoking is the most common cause of fires 喫煙が火災の最も一般的な原因である
- ③ accrual : 利子や権益の発生の場合に用いられる

発売

- ① release : 売り出しという意味合いで用いられる
- ② sale : 販売と同義で用いられる

発売禁止

- ① prohibition of sale : 逐語的対訳語として用いられる
- ② suppression : 本の発売禁止 (発禁) の場合に用いられる

派閥

- ① faction : 政党の派閥をいう
- ② clique : 派閥の中でも特に排他的な小集団をさす場合に用いられる
- ③ school : 学問や芸術、宗教の分野での派閥をいう

払戻

- ① repayment : 貸金や代金等の過払い金の払戻の場合に用いられる
- ② refund : 返品や解約に伴う代金の払戻の場合に用いられる
- ③ reimbursement : 還付や償還という意味合いで用いられる
- ④ withdrawal : 預金の払戻の場合に用いられる
- ⑤ drawback : 関税の払戻の場合に用いられる

範囲

- ① scope : 対訳語として一般的に用いられる
- ② ambit : 権限や裁判権、事柄、問題などの範囲をいう
- ③ territory : 行動や権限の範囲をいう

犯意

- ① criminal intent : 逐語的対訳語として用いられる
- ② mens rea : 和英同義の法律用語として用いられる
- ③ guilty mind : 英米で “mens rea” (ラテン語) の同義語として用いられる

判決

- ① judgment : 対訳語として一般的に用いられるが、英米では本案判決 (民事訴訟上の請求の可否に関する判決) を

いう

- ② (judicial) decision : 訴訟の種類を問わず、裁判所の最終判断をいう
- ③ decree : エクィテイ (衡平法) 上の事件や、海事事件・離婚事件における判決をいう

判決言渡し

- ① sentence of judgment : 逐語的対訳語として用いられる
- ② rendition of judgment : 和英同義の法律用語として用いられる

判決速報

- ① slip decision : 米国で裁判所が判決直後に配布する印刷物をいう
- ② slip opinion : 判決が判例集に載る前にその内容を伝える民間の速報をいう

判決認容額

- ① amount of money awarded in the judgment : 逐語的対訳語として用いられる
- ② face of judgment : 対訳語として一般的に用いられる

反抗的な

- ① rebellious : 権力・政府・伝統等に反抗することを示す場合に用いられる
- ② mutinous : 権力や体制に対して反抗することを示す場合に用いられる
- ③ contumacious : 特に裁判所の命令に応じないことを示す場合に用いられる
- ④ insubordinate : 指示・命令に従わないことを示す場合に用いられる

犯意行為

- ① criminal act : 逐語的対訳語として用いられる
- ② actus reus : 和英同義の法律用語として用いられる
- ③ guilty act : 英米で “actus reus” (ラテン語) の同義語として用いられる

犯罪者

- ① criminal : 有罪判決を受けた者をいう
- ② offender : 犯人という意味合いで用いられる
- ③ malefactor : 善人 (benefactor) との対語で、原意は悪人であるが、犯罪者 (criminal) の同義語としても用いられる

犯罪地

- ① place of crime : 逐語的対訳語として用いられる
- ② locus criminis : 和英同義の法律用語として用いられる

犯罪地法

- ① law of the place where the crime was committed : 逐語的対訳語として用いられる
- ② lex loci delicti : 和英同義の法律用語として用いられる

判示事項

- ① Matters addressed in ruling : 逐語的対訳語として用いられる
- ② holding : 和英同義の法律用語として用いられる

判事室

- ① camera : 法廷と区別して、判事の私室または執務室をいう
- ② chamber : 米国で“camera”（ラテン語）の同義語として用いられる

判事席

- ① banc : 法廷の判事席をいう
- ② bank : 米国で“banc”（ラテン語）の同義語として用いられる
- ③ bench : 特権的地位を持つ者（特に判事）のみが座ることのできる長椅子をいう

反証

- ① counter-evidence : 証拠に対する反証をいう
- ② disproof : 証明に対する反証をいう

反証する

- ① rebut : 裁判手続において反証する場合に用いられる
- ② disprove : 証明（proof）に対して反証する場合に用いられる

帆船

- ① sailing ship : 船体の大小を問わず、対訳語として一般的に用いられる
- ② sailing vessel : 小型の帆船（sailing boat [米]sailboat）との対語で、大型の帆船をいう
- ③ sailing boat ([米]sailboat) : 大型の帆船（sailing vessel）との対語で、小型の帆船をいう

反訴

- ① counter-suit : 民事訴訟（civil lawsuit）に対する反訴をいう
- ② cross-action : 英米で陪審理の行われる民事訴訟（civil action）に対する反訴をいう

反対

- ① opposition : 賛成（agreement）との対語として用いられる（用例）opposition to the new law 新法に対する反対
- ② objection : 同意（consent）との対語で、異議という意味

合いで用いられる

反対意見

- ① dissenting opinion : 裁判所の多数意見による決定に反対する裁判官が書面に表した意見をいう
- ② dissent : 判決の多数意見と結論が反対の場合に限り用いるのが正確な用法であるが、多数意見と結論は賛成でも理由は反対の意見を含めて用いられることがある

判断

- ① judgment : 行為としての判断をいい、その結果を含む場合もある
- ② decision : 判断された結果をいい、判定や決断という意味合いで用いられる

犯人

- ① culprit : 和英同義の法律用語として用いられる（用例）locate the culprit 犯人の居場所を突き止める
- ② murderer : 殺人事件の犯人をいう
- ③ robber : 強盗事件の犯人をいう
- ④ kidnapper : 誘拐事件の犯人をいう

販売

- ① sale : 金銭と引換に実際に物を売り渡す行為をいう
- ② distribution : 販売網を通じて市場で業として行われる商品の販売をいう

販売業者

- ① dealer : 営業所で商品の販売を行う業者をいう
- ② distributor : 販売網を通じて市場で商品の販売を行う業者をいう

判例

- ① judicial precedent : 逐語的対訳語として用いられる
- ② precedent : 一般的には先例（広義）で用いられるが、法律用語としては判例（狭義）で用いられる（用例）a new precedent 新しい判例
- ③ case : 一般的には事例（広義）で用いられるが、法律用語としては判例（狭義）で用いられる（用例）case study 判例研究

判例集

- ① law reports : 米国やインド、アフリカ諸国等で刊行されているシリーズものの判例集の呼称として用いられる
- ② casebook : 主として法学部の学生を対象とする教材としての判例集をいう

判例法

- ① case law : 個々の判決で作られた準則と、判例の集積により形成された法体系のいずれの場合にも用いられる

- ② common law : 英米において、議会で制定される制定法との対語で、裁判で形成される不文法をいう

ひ

被害

- ① injury : 身体や自尊心が傷つくことをいう
 ② harm : 心身いずれの被害の場合にも用いられる
 ③ hurt : 肉体的または精神的苦痛をいう
 ④ damage : 財産や評判が傷つけられることをいい、通常は金銭に換算して表示される

被害者

- ① victim : 他人の犯罪、不法行為あるいは違法行為によって損害を受けた者をいう
 ② aggrieved party : 自己の法的利益を侵害された者をいう
 ③ casualty : 事故の被害者をいう
 ④ deceased : 殺人の被害者をいう

非課税所得

- ① tax-free income : 逐語的対訳語として用いられる
 ② tax-exempt income : 和英同義の税務・法律用語として用いられる

非換価性資産

- ① nondisposable asset : 逐語的対訳語として用いられる
 ② frozen asset : 換価性のある資産 (disposable asset) との対語で、和英同義の会計・ビジネス用語としても用いられる

引当金

- ① reserve fund : 逐語的対訳語として用いられる
 ② reserve : 和英同義の会計・法律用語として用いられる

引受

- ① acceptance : 為替手形の引受の場合に用いられる
 ② assumption : 責任・任務・義務・債務等の引受の場合に用いられる

引受人

- ① acceptor : 手形の引受人をいう
 ② underwriter : 社債・株式などの証券の引受人をいう
 ③ subscriber : 株式の引受人をいう

引受信用状

- ① acceptance L/C (= letter of credit) : 逐語的対訳語として用いられる
 ② acceptance credit : 和英同義のビジネス用語として用いられる

引き受ける

- ① (米) honor (英) honour : 手形を引き受ける場合に用いられる
 ② subscribe : 株式を引き受ける場合に用いられる

被疑者

- ① suspected person : 逐語的対訳語として用いられる
 ② suspect : 法律用語として用いられる (用例) A suspect's silence during interrogation 取調べ中の被疑者の黙秘

引き船契約

- ① contract for towing services : 逐語的対訳語として用いられる
 ② towage agreement : 和英同義の法律用語として用いられる

罷業手当

- ① strike pay : 逐語的対訳語として用いられる
 ② strike benefits : 和英同義の労務・法律用語として用いられる

引渡し

- ① delivery : 物の占有を任意に移転することをいう
 ② rendition : 犯罪の容疑を受けた逃亡者を刑事裁判管轄権を有する国や州に引き渡すことをいう
 ③ tradition : 契約法上の法律用語としては、法の要求する方式による財産の引渡しをいう

引き渡す

- ① deliver : 物を引き渡す場合に用いられる
 ② attorn : 金銭または物品を引き渡す場合に用いられる
 ③ transfer : 刑法上は、犯罪の容疑を受けた逃亡者を刑事裁判管轄権を有する国や州に引き渡す場合に用いられる

非組合員

- ① nonunion laborer [(英) labourer] : 逐語的対訳語として用いられる
 ② scab : 労働組合が承諾していない労働条件で雇用される労働者をいう

非行

- ① delinquency : 特に青少年の犯罪の場合に用いられる (用例) juvenile delinquency 青少年の非行
 ② misconduct : 和英同義の法律用語として用いられる

非公開会社

- ① close corporation : 公開会社 (open corporation) との対語で、和英同義の法律用語として用いられる
 ② closed corporation : 特に同族会社の場合に用いられる
 ③ closely held corporation : 特に閉鎖会社 (株式が少数の株

主により保有され、譲渡制限されている非上場会社) の場合に用いられる

非公開で

- ① secretly : 部外者を排除する場合に用いられる
- ② in chambers [(羅) in camera] : 法律用語として、法廷ではなく、判事室で審理が行われる場合に用いられる

被後見人

- ① ward : 後見人 (guardian) との対語で、和英同義の法律用語として用いられる
- ② pupil : 大陸法・ローマ法上、未成年の被後見人をいう

被告

- ① defendant : 原告 (plaintiff) との対語で、民事訴訟の被告をいう
- ② libelee [(英) libellee] : 原告 (libellant) との対語で、宗教裁判所や海事裁判所における被告をいう
- ③ respondent : 原告 (petitioner) との対語で、衡平法裁判所や海事裁判所における訴訟の被告をいう

被告人

- ① accused person : 逐語的対訳語として用いられる
- ② accused : 本来は過去分詞の形容詞的用法であるが、名詞化されている (用例) the rights of an accused ensured at the special tribunal 特別法廷で保証された被告人の権利
- ③ criminal defendant : 民事訴訟の被告との対語として用いられる
- ④ indictee : 起訴された者をいう

非嫡出子

- ① illegitimate child : 嫡出子 (legitimate child) との対語で、和英同義の法律用語として用いられる
- ② child born out of wedlock : 婚外子という意味合いで、法律用語として用いられる

非嫡出子の父の決定

- ① affiliation : 非嫡出子の扶養料の支払を命じる目的のために父を定めることをいう
- ② filiation : 強制認知という意味合いで用いられる

日付後定期払手形

- ① draft payable at a fixed period after the date of drawing : 逐語的対訳語として用いられる
- ② usance draft : 期限付手形という意味合いで用いられ、概念としては確定日払手形 (time bill) と日付後定期払手形を含む
- ③ time bill : 確定日払手形をいう

筆跡鑑定

- ① handwriting analysis : 逐語的対訳語として用いられる
- ② graphology : 特に心理学の領域で用いられる

筆跡鑑定人

- ① handwriting analyst : 筆跡鑑定 (handwriting analysis) を行う人をいう
- ② handwriting expert : 証拠に関する和英同義の法律用語として用いられる

必要な修繕

- ① tenatable repair : 賃貸不動産の利用価値や居住性を維持するために必要な修繕をいう
- ② habitable repair : 家主が修繕義務を負う場合に用いられる

否定

- ① denial : 肯定 (affirmation) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② negation : 法律用語としては、否認という意味合いで用いられる

人

- ① person : 狭義では自然人に限られるが、広義では法人 (さらに法人格なき社団) を含む
- ② man : 狭義では成人男性に限られるが、広義では女性や子供を含む

秘匿する

- ① hide : 隠すという意味合いで一般的に用いられる
- ② conceal : 和英同義の法律用語として用いられる

非難

- ① blame : 和英同義の法律用語として用いられる
- ② criticism : 批判という意味合いで用いられる

避難

- ① refuge : 法律用語に限らず、対訳語として一般的に用いられる
- ② evacuation : 退避の場合に用いられる (用例) emergency evacuation 緊急避難

避難港

- ① harbor of refuge : 対訳語として一般的に用いられる
- ② port of refuge : 交易・交通の要所としての港の場合に用いられる

非難する

- ① blame : 民事・刑事を問わず、法的責任を問う場合に用いられる

- ② inculcate : 特に刑法上の責任 (罪) を問う場合に用いられる
- ③ criticize : 特に同義的・社会的責任を問う場合に用いられる

避難所

- ① place of refuge : 学校や体育館等のように、本来の目的と関係なく、文字通り避難する場所をいう
- ② shelter : 悪天候や武力攻撃等の危険を避けるための施設 (防空壕や避難小屋) をいう

否認

- ① denial : 法律用語に限らず、対訳語として一般的に用いられる
- ② negation : 特に嫌疑を否認する行為をいう
- ③ disclaimer : 相手方の請求権や権限または財産を否認する主張をいう
- ④ traverse : 法律用語としては、原告主張の否認 (denial of the plaintiff's assertions) をいう

否認する

- ① disapprove : 承認・是認する (approve) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② disallow : 真実性・正当性を認めない場合に用いられる
- ③ disrationare : 有罪の主張を否認する場合に用いられる
- ④ renounce : 相手方の権利や主張・法的地位・身分等を否認する場合に用いられる
- ⑤ traverse : 訴訟法上は、原告の主張を否認する場合に用いられる

被保険者

- ① insured person : 逐語的対訳語として用いられる
- ② insured : 本来は過去分詞の形容詞的用法であるが、名詞化されている

被保証人

- ① guarantee : 保証人 (guarantor) との対語で、主たる債務の保証人をいう
- ② warrantee : 保証人 (warrantor) との対語で、担保の提供を受ける人をいう

秘密

- ① secret : 秘密となっている事柄やその内容をいう (用例) keep a secret 秘密を守る
- ② secrecy : 秘密となっている状態をいう (用例) keep it in secrecy それを秘密にしておく
- ③ confidentiality : 秘密保持という意味合いで用いられる (用例) confidentiality agreement 秘密保持契約

罷免

- ① dismissal : 解任・解職という意味合いで用いられる
- ② deprivation : 公職者や聖職者の罷免の場合に用いられる

表

- ① table : 複数の行 (lines) と列 (columns) から成る表をいう
- ② list : 一列に書き並べられた表 (一覧表) をいう
- ③ schedule : 予定表や日程表をいう

費用

- ① expense : 収益 (profit) との対語で、会計上は経費という意味合いで用いられる
- ② cost : 成果 (performance) や効果 (effective - ness) との対語で、会計上は原価という意味合いで用いられる
- ③ charge : 料金という意味合いで用いられる
- ④ disbursement : 出費や支出という意味合いで用いられる

評価

- ① evaluation : 一定の基準により価値を定めることをいい、金銭的な評価は含まれない
- ② valuation : 金銭的価値を定めることをいい、俗に値踏みという意味合いで用いられる
- ③ assessment : 測定してデータを集め、数値や価値を確定することをいう
- ④ appraisal [appraisement] : 専門家や公認機関が審査や検査に基いて価値を定めることをいう
- ⑤ estimation : 概算や見積りという意味合いで用いられる

表見上の権限

- ① apparent authority : 和英同義の法律用語として用いられる
- ② ostensible authority : 上記①の代替語として用いられる
- ③ color of authority : みせかけの公務員の権限をいう

表見代理

- ① apparent agency : 和英同義の法律用語として用いられる
- ② ostensible agency : 上記①の代替語として用いられる

表見代理人

- ① apparent agent : 和英同義の法律用語として用いられる
- ② ostensible agent : 上記①の代替語として用いられる

表示

- ① indication : 原料や産地など、客観的な情報の表示をいう
- ② expression : 何らかの意味 (sense) を伝えるための表示をいう
- ③ manifestation : 感情や意思など、主観の表明という意味合いで用いられる

標示

- ① mark：文字や記号、図形等、表現の形式を問わず、対訳語として一般的に用いられる
- ② sign：記号や図形による指示や案内をいう

標識

- ① mark：文字や記号、図形等、表現の形式を問わず、対訳語として一般的に用いられる
- ② sign：指示や案内のための記号や図形をいう
- ③ beacon：交通・航路・航空等の標識をいう
- ④ monument：土地の境界や観測点を示す石や杭などをいう

表示価格

- ① labelled price：個々の商品に表示されている価格をいう
- ② list price：標準小売価格としてカタログ等に表示されている価格をいう
- ③ cover price：本や雑誌の表紙に印刷された価格（本体表示価格）をいう

標識

- ① mark：文字や記号、図形等、表現の形式を問わず、対訳語として一般的に用いられる
- ② sign：指示や案内のための記号や図形をいう
- ③ beacon：交通・航路・航空等の標識をいう
- ④ monument：土地の境界や観測点を示す石や杭などをいう

被用者

- ① employee：使用者（employer）との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② servant：使用者（master）との対語で、使用者責任に関連して用いられる

標章

- ① mark：商標法上の和英同義語として用いられる
- ② badge：校章や社章、社員章、会員章など、組織や身分を示す特定のしるし（標）をいう

表題

- ① title：法律用語に限らず、対訳語として一般的に用いられる
- ② rubric：法律用語としては、特に制定法の中の章や節の表題をさす場合に用いられる

漂着物

- ① article washed ashore：逐語的対訳語として用いられる
- ② flotsam：海洋・法律用語として、難破船の漂流物をいう
- ③ wreckage：海洋・法律用語として用いられ、集合名詞として難破船の漂流物、または難破船の残骸をいう

評判

- ① reputation：良し悪しの価値判断を伴う場合に用いられ、一般的には好評という意味合いで用いられる
- ② repute：世評という意味合いで用いられる

標本

- ① specimen：学術や展示用の動植物の標本をいう
- ② sample：見本という意味合いで用いられる
- ③ exemplar：刑法上、指紋や声紋、足跡、筆跡、血液型等、人の同一性の識別に用いられる標本をいう

表明

- ① expression：内に秘めた想いや考えを言動で示す場合に用いられる
- ② manifestation：明言という意味合いで用いられる
- ③ declaration：法律用語としては、帰化等の法的効果を伴う正式な言明をいう

漂流物

- ① jetsam：海難に際して船舶から投棄された貨物（投荷）をいう
- ② flotsam：海難に際して海中投棄された貨物（浮荷）、または沈没した船舶から流出した海面漂流物をいう
- ③ wreckage：集合名詞として難破船の漂流物をいう

貧困者

- ① poor person：逐語的対訳語として用いられる
- ② indigent：法律用語として、生活必需品を賄うことができない人をいう
- ③ pauper：法律用語として、公費の支給対象者（特に訴訟救助対象者）をいう

品質保証

- ① guarantee of quality：製品の品質に関する保証をいう
- ② quality assurance：一連の手順に従って、製品（product）や役務（service）が一定の基準を満たしていることを組織的に監視して判定することをいう

ふ

歩合

- ① rate：割合という意味合いで用いられる（用例） official rate 公定歩合
- ② commission：手数料という意味合いで用いられる
- ③ override：法律用語として、部下の売上に応じて経営幹部に支払われる歩合（commission）をいう

不一致

- ① discordance：一致（concordance）との対語で、不整合という意味合いで用いられる（用例） evidence in

discordance with findings 事実認定と不一致の証拠

- ② inconsistency : 一致 (consistency) との対語で、言行等の矛盾という意味合いで用いられる (用例) inconsistency between behaviour and belief 行動と信念の不一致
- ③ incompatibility : 法律用語としては、離婚原因となる夫婦間の性格の不一致をいう

風紀

- ① discipline : 特に道徳的な教育や指導の面で用いられる
- ② public morals : 犯罪となる場合に法律用語として用いられる

風致地区

- ① scenic district : 逐語的対訳語として用いられる
- ② scenic zone : 中国や台湾で対訳語として用いられる
- ③ scenic area : オレゴン州の“Olallie Scenic Area”のように、固有名詞に用いられる

夫婦

- ① married couple : 対訳語として一般的に用いられる
- ② husband and wife : 家族法上の法律用語として用いられる

夫婦共有財産

- ① marital property : 対訳語として一般的に用いられる
- ② marital acquest : 家族法上の法律用語として用いられる
- ③ community property : 夫婦共有財産が制度化されている米国の数州 (アリゾナ、カリフォルニア等) で法律用語として用いられる

夫婦財産契約

- ① prenuptial agreement : プレナップ (prenaup) という略称で一般的に用いられる
- ② premarital agreement : 家族法上の法律用語として用いられる
- ③ antenuptial agreement : 上記②の代替語として用いられる

賦課

- ① imposition : 和英同義の税務・法律用語として用いられる
- ② levy : 課税や徴税という意味合いで用いられる

付加給付

- ① additional benefit : 逐語的対訳語として用いられる
- ② fringe benefit : 福利厚生目的で通常の賃金に加えて使用者から被用者に与えられる給付をいう

不確実な

- ① uncertain : 確実な (certain) との対語で、対訳語として一般的に用いられる

- ② contingent : 法律用語として、権利や義務等の発生が将来発生するかどうか不確実な事象によって左右されることを示す場合に用いられる

不確定期限

- ① unfixed due date : 確定期限 (fixed due date) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② indefinite due date : 無期限という意味合いで用いられる

不可抗力

- ① irresistible power : 逐語的対訳語として用いられる
- ② force majeure : 語源はフランス語であるが、契約法上、和英同義の法律用語として用いられる
- ③ act of God [providence] : 特に天災という意味合いで用いられる
- ④ irresistible force : 侵略や騒乱のように、抵抗することが不可能な軍事力や暴力をいう

不可能な

- ① impossible : 物事がありえない場合と、実行することができない場合のいずれでも用いられる
- ② impracticable : 実行・実用化することができないことを示す場合に用いられる
- ③ unfeasible [(米) infeasible] : 実現・実施することができないことを示す場合に用いられる

不可避な

- ① unavoidable : 主観的な観点から、望ましくないことが起きる場合に用いられる (用例) an unavoidable accident 不可避な事故
- ② inevitable : 客観的・中立的な観点から、必然性をもって起きる場合に用いられる (用例) an inevitable phenomenon 不可避な現象

付加物

- ① appendix : 付加された物が本体に組み込まれている場合に用いられる
- ② appendage : 重要性や大きさから見て、主たる物に付けられた「従たる物」という意味合いで用いられる
- ③ adjunct : 主たる物に付加されているが、物として独立性を失っていない場合に用いられる

不換紙幣

- ① inconvertible paper currency : 逐語的対訳語として用いられる
- ② inconvertible bank note : 和英同義の金融・法律用語として用いられる

不完全な

- ① imperfect : 完全な (perfect) との対語で、欠点や欠陥が

あることを示す場合に用いられる

- ② **incomplete** : 完全な (**complete**) との対語で、未完という意味合いで用いられる

付記

- ① **supplementary note** : 本文を補充・補足する場合に用いられる
- ② **additional remark** : 本文に追記する場合に用いられる

武器

- ① **weapon** : 個々の武器をいう
- ② **arms** : 総称としての武器をいう

複合運送

- ① **combined transport** : 逐語的対訳語として用いられる
- ② **multimodal transport** : 和英同義の法律用語として用いられる
- ③ **combined and multimodal transport** : 上記①と②の重疊的表現で、契約書等の法律文書で用いられる

複写

- ① **copy** : 文書の複写の場合に用いられる
- ② **reproduction** : 文書だけでなく、絵画や写真の複写の場合にも用いられる
- ③ **facsimile** : サイズは問わないが、原物通りの複写をいい、特に電信による場合に用いられる

復讐

- ① **revenge** : 被害と必ずしも同等・同程度とは限らずに用いられる
- ② **retaliation** : 被害と同等・同程度の場合に用いられる

複製

- ① **reproduction** : 著作権法上、和英同義の法律用語として用いられる
- ② **facsimili** : 原物の特徴・表示をそのまま正確に保持する場合に用いられる

複製物

- ① **copy** : 対訳語として一般的に用いられる
- ② **replica** : 特に美術品の複製物の場合に用いられる

副本

- ① **duplicate** : 原本 (**original**) との対語で、法律用語として用いられる
- ② **counterpart** : 契約書のうち、特に不動産賃貸借で用いられる

複利

- ① **compound interest** : 対訳語として一般的に用いられる

- ② **interest-on-interest** : 元々は利札 (**coupon**) 記載の文言であるが、現在では金融・証券用語として用いられる

袋小路

- ① **dead-end street** : 行き止まりの街路をいう
- ② **blind alley** : 行き止まりの路地や小道をいう
- ③ **cul-de-sac** : 語源はフランス語 (住宅地の袋小路) であるが、上記②と同義で用いられる
- ④ **pent road** : 和英同義の法律用語として用いられる

袋地

- ① **landlocked land** : ニュージーランドで和英同語の法律用語として用いられる
- ② **landlocked parcel of real estate** : 米国の南カリフォルニア州で法律用語として用いられる

不潔な

- ① **unclean** : 清潔な (**clean**) との対語で、衛生面だけでなく、政治や人格等の評価でも用いられる
- ② **dirty** : 清潔な (**clean**) との対語で、衛生面だけでなく、泥やシミで外観が汚れている場合にも用いられる
- ③ **filthy** : 食品衛生において消費に適さない状態をいう

附合

- ① **accession** : 他人の財産を自己が既に所有している財産と一体化させて所有権を得る場合に用いられる
- ② **adjunction** : 所有者の異なる物を混合・結合させる場合に用いられる
- ③ **annexation** : 従たるものが主たるものに付加される (特に動産が不動産に付着されて土地・建物等の定着物となる) 場合に用いられる
- ④ **tacking** : 前からある大きな物に、後から小さな物を付随的に付け加える場合に用いられる

布告

- ① **proclamation** : 政府が公衆に公示することをいう
- ② **declaration** : 宣戦布告の場合に用いられる

不在者投票

- ① **absentee voting** : 行為としての不在者投票をいう
- ② **absentee ballot** : 制度や手続としての不在者投票をいう

不作為

- ① **nonfeasance** : 作為 (**feasance**) との対語で、不法行為法上の法律用語として用いられる
- ② **omission** : 契約上または法律上の義務を履行しないことをいい、英国では刑法上の法律用語として用いられる
- ③ **neglect** : 法律上なすべき義務 (特に扶養義務) を怠ることをいう

不出頭

- ① nonappearance : 出頭 (appearance) との対語で、裁判所から呼び出された被告や証人が法廷に出頭しない場合に用いられる
- ② default : 出廷すべき訴訟当事者が法廷に出頭しない場合に用いられる

扶助

- ① aid : 弱者に対する資金や物資の提供をいう
- ② assistance : 援助という意味合いで用いられる
- ③ aid and assistance : 上記①と②の重疊的表現で、法律用語として用いられる (用例) mutual aid and assistance 相互扶助

侮辱

- ① insult : 名誉毀損 (defamation, slander and libel) と区別して、和英同義の法律用語として用いられる
- ② contempt : 法律用語としては、法廷侮辱罪 (contempt of court) の場合に用いられる

不正行為

- ① malconduct : 特に選挙や公務に関連して用いられる
- ② malfeasance : 故意に無権利・無権限でなされる場合に用いられる

不正使用

- ① wrongful use : 逐語的対訳語として用いられる
- ② misapplication : 法律用語としては、保管してる金銭や財物の不正使用をいう

不正な

- ① unjust : 正当な (just) との対語で、行為が不正なことを示す場合に用いられる
- ② corrupt : 本来は正直・潔白な人が誘惑に屈して不正な行為をする場合に用いられる
- ③ venal : 非難の意が強く込められた語で、特に買収されやすい人の場合に用いられる

付箋

- ① slip : メモ用の紙片という意味合いで用いられる
- ② tag : 何らかの情報 (例えば、郵便の変更後の宛先等) が記載された付箋をいう
- ③ label : 法律用語としては、捺印証書や令状に添付された紙片をいう
- ④ rider : 法律用語としては、法律文書に添付されて一体化される追加文書をいう
- ⑤ allonge : 法律用語としては、手形・小切手の付箋をいう
- ⑥ post-it : 文具として販売されている付箋の登録商標として用いられている

付則

- ① subsidiary rule : 本則 (main rule) の付則をいう
- ② subrule : 規則 (rule) の付則をいう
- ③ supplementary provision : 法律用語としては、制定法 (Act) の付則をいう

不足

- ① shortage : 必要なもの (食料や睡眠等) が充分でない状態をいう
- ② insufficiency : 充分 (sufficiency) との対語で、不充分という意味合いで用いられる
- ③ deficiency : 不充分 (insufficiency) と欠乏 (lack) のいずれの場合にも用いられる

付属機関

- ① auxiliary organization : 大学や教会等の組織 (organization) に付属する機関をいう
- ② annex : 建物 (building) に付属する建物をいう

付属明細書

- ① supplementary statement : 逐語的対訳語として用いられる
- ② schedule : 会計用語としては計算書類の付属明細書、法律用語としては法律文書の付属明細書をいう

不代替物

- ① unexchangeable thing : 逐語的対訳語として用いられる
- ② unique chattel : 著名な画家の絵のように、代わりになるものが存在しないか、又は著しく入手困難な物をいう

付託

- ① submission : 仲裁に付託する場合に用いられる
- ② reference : 裁判所に付託する場合に用いられる

負担

- ① burden : 和英同義の法律用語として用いられる
- ② encumbrance : 法律用語としては、財産 (特に土地) の所有者が負う負担をいう

負担する

- ① bear : 責任や費用を負担する場合に用いられる
- ② defray : 代価や費用を負担する場合に用いられる

負担付贈与

- ① gift with burden : 逐語的対訳語として用いられる
- ② onerous gift : 和英同義の法律用語として用いられる

負担部分

- ① portion of burden : 逐語的対訳語として用いられる (用例) portion of the burden of the tax 税金の負担部分

- ② contribution：法律用語としては、共同債務や共同不法行為による損害賠償の負担部分をいう

付着物

- ① attached matter：付着した物体をいう
② attached substance：付着した物質をいう

不注意

- ① carelessness：逐語的対訳語として用いられる
② lack of care：和英同義の法律用語として用いられる
③ negligence：特に過失という意味合いで注意義務違反の場合に用いられる
④ inattention：注意（attention）との対語で、怠慢やぼんやりという意味合いで用いられる
⑤ incaution：注意（caution）との対語で、失念や見落としという意味合いで用いられる

不注意な

- ① careless：注意深い（careful）との対語で、注意を欠いていることを示す場合に用いられる
② negligent：注意深い（attentive）との対語で、注意義務違反の場合に用いられる
③ improvident：用心深い（provident）との対語で、注意と先見性を欠いていることを示す場合に用いられる

普通株

- ① common share [stock]：米国で和英同義の証券・法律用語として用いられる
② ordinary share：英国で和英同義の証券・法律用語として用いられる

普通預金口座

- ① ordinary savings account：逐語的対訳語として用いられる
② ordinary deposit account：和英同義の金融用語として用いられる

復帰

- ① return：元の場所や状態に戻って行く場合と戻って来る場合のいずれにも用いられる
② comeback：元の場所や状態に戻って来ることをいう
③ reversion：法律用語としては、再売買により所有権が元の所有者に戻る場合や、質や賃貸者の終了により占有が所有権者に戻る場合に用いられる
④ reverter：法律用語としては、買戻しにより所有権が元の所有者に戻ることをいう

復帰する

- ① return：元の場所や状態に戻っていく場合と戻って来る場合のいずれにも用いられる

- ② come back：元の場所や状態に戻って来る場合に用いられる
③ revert：法律用語としては、財産が元の所有者に戻る場合に用いられる
④ revest：法律用語としては、帰属する（vest）との対語で、財産の帰属が元に戻る場合に用いられる

復権

- ① restoration of rights：逐語的対訳語として用いられる
② rehabilitation：失権（forfeiture）との対語で、和英同義の法律用語として用いられる

物権

- ① real right：債権（personal right）との対語で、対訳語として一般的に用いられる
② right in rem = in rem right：対人権（right in personam）との対語で、法律用語として用いられる

物件

- ① property：動産・不動産を問わず、取引の対象としての資産をいう（用例）properties for sale 売買物件
② article：個々の物品をいう
③ item：品目という意味合いで用いられる

物品

- ① goods：総称としての物品をいう
② article：個々の物品をいう
③ item：品目という意味合いで用いられる（仕様が同一であれば同一品目として扱われる）

物品税

- ① commodity tax：対訳語として一般的に用いられる
② excise tax：一般の商品に課せられる消費税（consumption tax）との対語で、特定の商品に課せられる税金をいう
③ gabelle：沿革的にはフランスの塩税に由来するが、転じて物品税という意味で用いられる

不定期刑

- ① punishment for an indefinite period：逐語的対訳語として用いられる
② indeterminate sentence：和英同義の法律用語として用いられる

不適合

- ① unfitness：品質に関係なく、規格や基準に適合しないことをいう
② non-conformance：品質が仕様よりも劣る場合に用いられる
③ incompatibility：物の場合は規格に合わないこと、人の場合は環境に合わないことをいう（用例）social

incompatibility 社会的不適合

不手際

- ① mismanagement : 管理・運営上の失策をいう
- ② miscarriage : 失敗や手違い (郵便の場合は配達違い) という意味合いで用いられる
- ③ clumsiness : 対応が下手なことをいう

埠頭

- ① quay : 英連邦 (Commonwealth) で和英同義の海洋語として用いられる
- ② wharf : 米国で和英同義の海洋語として用いられる

不当解雇

- ① unfair dismissal : 正当な解雇 (fair dismissal) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② wrongful dismissal : 和英同義の労務・法律用語として用いられる

不動産

- ① immovable property : 動産 (movable property) との対語で、逐語的対訳語として用いられる
- ② immovables : 動産 (movables) との対語で、大陸法及び国際私法上、和英同義の法律用語として用いられる
- ③ real property : 動産 (personal property) との対語で、英米法上、和英同義の法律用語として用いられる
- ④ real estate : 近年では、英米法上、和英同義の法律用語として用いられる

不動産鑑定士

- ① real estate appraiser : 逐語的対訳語として用いられる
- ② appraiser : 米国で和英同義語として用いられる
- ③ valuation surveyor : 英国で和英同義語として用いられる
- ④ land valuer : 英国で宝石鑑定士 (jewellery valuer) と区別する場合に用いられる

不動産仲介業

- ① real estate agency : 米国で和英同義語として用いられる
- ② estate agency : 英国で和英同義語として用いられる

不動産登記

- ① real property register : 不動産に関する記録という意味合いで用いられる
- ② real property registration = registration of real property : 不動産の登記をする行為をいう

埠頭使用料

- ① quayage : 英連邦 (Commonwealth) で和英同義語として用いられる
- ② wharfage : 米国で和英同義語として用いられる

不当逮捕

- ① malicious arrest : 不当な目的や手続で逮捕される場合に用いられる
- ② false arrest : 誤認逮捕のように、逮捕の手続は正当であっても、結果的に不当な場合に用いられる

不当表示

- ① misleading representation : 米国で和英同義の法律用語として用いられる
- ② false or misleading representation : オーストラリアやカナダで、和英同義の法律用語として用いられる

不当利得

- ① undue profit : 逐語的対訳語として用いられる
- ② unjust enrichment : 和英同義の法律用語として用いられる

不特定物

- ① unspecified goods : 特定物 (specified goods) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② unascertained goods : 特定物 (specific goods) との対語で、和英同義の法律用語として用いられる

船積み

- ① shipping : 対訳語として一般的に用いられる
- ② shipment : 和英同義の海事・法律用語として用いられる
- ③ loading : 原意は荷積みであるが、和英同義の海事用語として用いられる

船積船荷証券

- ① shipped bill of lading : 和英同義の海事・法律用語として用いられる
- ② onboard bill of lading : 米国でビジネス用語として用いられる

不服従

- ① disobedience : 服従 (obedience) との対語で、権力や法律に反抗する場合に用いられる
- ② insubordination : 服従 (subordination) との対語で、管理者 (supervisor) の指示や命令に反抗する場合に用いられる

不服従の

- ① disobedient : 権力や法律に従わないことを示す場合に用いられる
- ② insubordinate : 管理者の指示や命令に従わないことを示す場合に用いられる
- ③ contumacious : 特に裁判所の命令に応じないことを示す場合に用いられる

不服申立

- ① protest : 公租公課や懲戒処分等に対して正式に不服を申し立てる場合に用いられる
- ② grievance : 間違いや不公平に対して正式に不服を申し立てる場合に用いられる
- ③ appeal : 判定や判断 (judgment) に対して不服を申し立てる場合に用いられる

部分

- ① part : 全体 (whole) との対語で、対訳語として一般的に用いられる
- ② piece : 全体 (whole) から分離・独立させられた部分 (part) をいう
- ③ portion : 全体 (whole) を分割してできた部分 (part) をいう
- ④ component : 全体を構成し、それぞれ独立した機能を有する各要素をいう

不文法

- ① unwritten law : 逐語的対訳語として用いられる
- ② common law : 英米法上、制定法 (statute) との対語で、判例法という意味合いで用いられる

父母

- ① mother and father : 逐語的対訳語として用いられる
- ② parents : 両親という意味合いで用いられる

不法行為

- ① unlawful act : 逐語的対訳語として用いられる
- ② tort : 和英同義の法律用語として用いられる
- ③ private delict : 犯罪 (public delicts) との対語で、私法が適用される場合に用いられる
- ④ tortious act : 犯罪行為 (criminal act) との対語で、民法が適用される場合に用いられる

不法行為地

- ① place of tort : 逐語的対訳語として用いられる
- ② locus delicti : 和英同義の法律用語として用いられる

不法侵入

- ① unlawful entry : 実力行使の有無を問わず、また民事・刑事を問わず、不動産への不法な立入りをいう
- ② housebreaking : 重罪 (felony) を犯す目的で住居に侵入する行為をいう
- ③ forcible entry : 犯罪を犯すために、実力を行使して建物・土地に侵入する行為をいう

不法占有

- ① wrongful possession : 動産と不動産のいずれの場合にも用いられる

- ② unlawful occupancy : 特に不動産の不法占有の場合に用いられる
- ③ forcible entry : 判例法 (common law) 上、他人の土地の不法占有をいう
- ④ unlawful detainer : 特に借家人が地主に対する返還義務に応じない場合に用いられる

不法な

- ① wrongful : 不正な (unfair) と不当な (unjust) の両方の意味合いで用いられる
- ② unlawful : 合法的 (lawful) との対語であるが、違法な (illegal) よりも広く、公序良俗に反する反社会的な場合にも用いられる

扶養

- ① support : 家族 (特に子) の扶養の場合に用いられる (用例) child support 子の扶養
- ② maintenance : 特に離婚後の配偶者の扶養の場合に用いられる (用例) spousal maintenance 配偶者の扶養

扶養義務

- ① support obligation : 米国で法律用語として用いられる
- ② maintenance obligation : 国連や EU で公用語として用いられる
- ③ duty of support : 南アで法律用語として用いられる

扶養料

- ① support : 家族 (特に子) の扶養料の場合に用いられる
- ② alimony : 離婚後の妻に支払われる扶養料をいう
- ③ maintenance : 広義には上記① support と、狭義には上記② alimony の同義語として用いられる

不利益な取扱

- ① unfavorable treatment : 逐語的対訳語として用いられる
- ② discrimination : 差別待遇という意味合いで用いられる

振出人

- ① drawer : 小切手・為替手形の振出人をいう
- ② maker : 狭義には約束手形の振出人をいうが、広義には小切手・為替手形の振出人を含む

武力

- ① armed force : 逐語的対訳語として用いられる
- ② armament : 和英同義の法律用語として用いられる
- ③ military force : 特に陸軍の軍事力という意味合いで用いられる

不慮の事故

- ① unexpected accident : 逐語的対訳語として用いられる
- ② accidental means : 和英同義の保険・法律用語として用

いられる

不渡小切手

- ① bad check [(英) cheque]: 和英同義の金融・法律用語として用いられる
- ② dishonored check [(英) dishonoured cheque]: 支払いを拒絶された小切手という意味合いで用いられる
- ③ bounced check: 銀行から不渡で戻って来た小切手という意味合いで俗語として用いられる
- ④ NFS check [(英) cheque]: 残高不足 (non-sufficient funds) の小切手という意味合いで、金融用語として用いられる

分割

- ① divison: 分割する行為及び分割された状態の両方の意味で、対訳語として一般的に用いられる
- ② split: 会社や株式の分割の場合に用いられる
- ③ partition: 法律用語としては共有物（特に不動産）の分割の場合に用いられる
- ④ severance: 法律用語としては共有物や共有物の分割の場合に用いられる
- ⑤ installment [(英) instalment]: 法律用語としては、支払や、引渡し、給付等の分割の場合に用いられる

分権

- ① decentralization of power: 権力の分散という意味合いで用いられる
- ② decentralization of authority: 権限の分散という意味合いで用いられる

分譲マンション

- ① condominium: 米国で対訳語として用いられる
- ② privately owned block of flats: 英国で対訳語として用いられる

文書偽造罪

- ① document forgery: 逐語的対訳語として用いられる
- ② forgery: 和英同義の法律用語として用いられる

文書毀棄罪

- ① spoliation: 証拠隠滅の目的で文書が毀棄される場合に法律用語として用いられる
- ② mutilation: 法律用語としては、文書の切断や消去等の行為をいう

粉飾決算

- ① window-dressing settlement account: 逐語的対訳語として用いられる
- ② window-dressing: 和英同義の会計・法律用語として用いられる

分損担保

- ① W.A. = With Average: 原意は共同海損及び単独海損の担保付きであるが、和英同義の保険・法律用語として用いられる
- ② W.P.A. = With Particular Average: 原意は単独海損の担保付きであるが、上記①の代替語として用いられる

分別

- ① discretion: 犯罪や不法行為につき、是非の弁別という意味合いで用いられる
- ② prudence: 思慮分別（特に注意深さ）という意味合いで用いられる

文面

- ① text: 本文という意味合いで用いられる
- ② purport: 文書（特に手紙）の趣旨という意味合いで用いられる
- ③ face: 証券や証書について、和英同義の法律用語として用いられる

文理解釈

- ① literal construction: 和英同義の法律用語として用いられる
- ② interpretation: 広義には解釈であるが、狭義には論理解釈 (construction) との対語として、文理解釈という意味合いで用いられる

商事法和英辞典編纂資料（抜粋）—その8—

木宮 直仁*1・平川 博*2

（*1 東京海洋大学名誉教授
*2 社労士・行政書士 産業法務相談室）

要旨： 本稿では、これまで編著した「あ〜と」の続編として、「な〜」で始まる用語について、対訳語が複数あるものを取り上げ、類義語との異同に関する注釈を付け、用例は実例を調査して、できるだけ多く提示することを試みた。法律用語の中には「内水」のように、国際法と国内法とで定義が異なるものがあり、このような場合は対訳語の使い分けができるように工夫することを心掛けた。また、あらぬ誤訳が生じることが懸念される場合は、特殊な法律専門用語よりも、対訳語として一般的に用いられる表現を優先的に取り上げるように配慮した。

著者らは商事法和英辞典の作成途上にあり、本稿には不十分なところも多々あると考えている。お気づきの点があればご教示願いたい。

キーワード： ビジネス用語、法律用語、注釈、意味の微妙な違い